

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【公表番号】特表2009-537683(P2009-537683A)

【公表日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2009-511476(P2009-511476)

【国際特許分類】

C 08 G 18/40 (2006.01)

【F I】

C 08 G 18/40

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

バッチ法により

- a) ポリイソシアネートを、
- b) 少なくとも2個の反応性水素原子を有する少なくとも1種の高分子量化合物、及び
- c) 適宜、低分子量の鎖延長剤及び/又は架橋剤、
- d) 水を適宜含む発泡剤、
- e) 触媒、
- f) 吸水性ポリマー、
- g) 適宜、潜熱蓄熱媒体を含むカプセル、及び
- h) 適宜、多種多様な添加剤物質と、

を混合し、これにより得られる反応混合物を反応させて、ポリウレタンフォームを形成することにより得られるポリウレタンフォームを含む靴底であって、

発泡剤d)は、水を含まないか、或いは発泡剤d)が水を含む場合、反応混合物を形成する過程で、発泡剤d)と吸水性ポリマーf)とを接触だけさせることを特徴とする靴底。

【請求項2】

発泡剤d)は、水を含む請求項1に記載の靴底。

【請求項3】

成分(b)~(h)の水含有量は、成分(a)~(h)の合計質量に対して、0.1~2質量%の範囲である請求項2に記載の靴底。

【請求項4】

潜熱蓄熱媒体を含むカプセルの含有量は、成分(a)~(h)の合計質量に対して、1~20質量%の範囲である請求項1~3のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項5】

吸水性ポリマーの含有量は、成分(a)~(h)の合計質量に対して、1~20質量%の範囲である請求項1~4のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項6】

吸水性ポリマーの表面は、後架橋状態である請求項1~5のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 7】

吸水性ポリマーは、0.01～1mmの範囲の粒径を有する請求項1～6のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 8】

成分(b)～(h)は、少なくとも2種の、吸水性ポリマーを含まないポリオール成分A1と本質的に水を含まないポリオール成分A2とにおいて存在し、これらのポリオール成分とポリイソシアネート(a)を含む少なくとも1種のイソシアネート成分(B)とを混合させることによって反応混合物を得る請求項1～7のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 9】

触媒e)は、成分(A1)に存在する請求項8に記載の靴底。

【請求項 10】

成分(A1)と(A2)の粘度は、より高い粘度の成分の粘度に対して、50%未満だけ異なる請求項8又は9に記載の靴底。

【請求項 11】

吸水性ポリマーは、混合ヘッド中ににおいて、固体の材料として、成分(a)～(e)、更には(g)及び(h)に添加される請求項1～7のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 12】

反応混合物を金型に導入する請求項1～11のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 13】

連続気泡のドイツ工業規格ISO4590による容量%が90%である請求項1～12のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 14】

外側が水不透過性材料で囲まれている請求項1～13のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 15】

靴の中底である請求項1～13のいずれか1項に記載の靴底。

【請求項 16】

靴の中敷きである請求項1～13のいずれか1項に記載の靴底。